

目黒区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (30.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	28年度の 人件費率
29年度	276,784人	89,055,714千円	4,831,914千円	20,993,897千円	23.57%	24.22%

◆普通会計は、総務省の基準に基づいて分類・集計した統計上の会計で、全国の地方公共団体の財政状況と比較することができます。

◆人件費 (B) は、建設事業に係る人件費を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与 費 (B/A)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
29年度	1,921人 (155人)	7,076,055 千円	2,599,263 千円	3,275,421 千円	12,950,739 千円	6,742 千円	6,890 千円

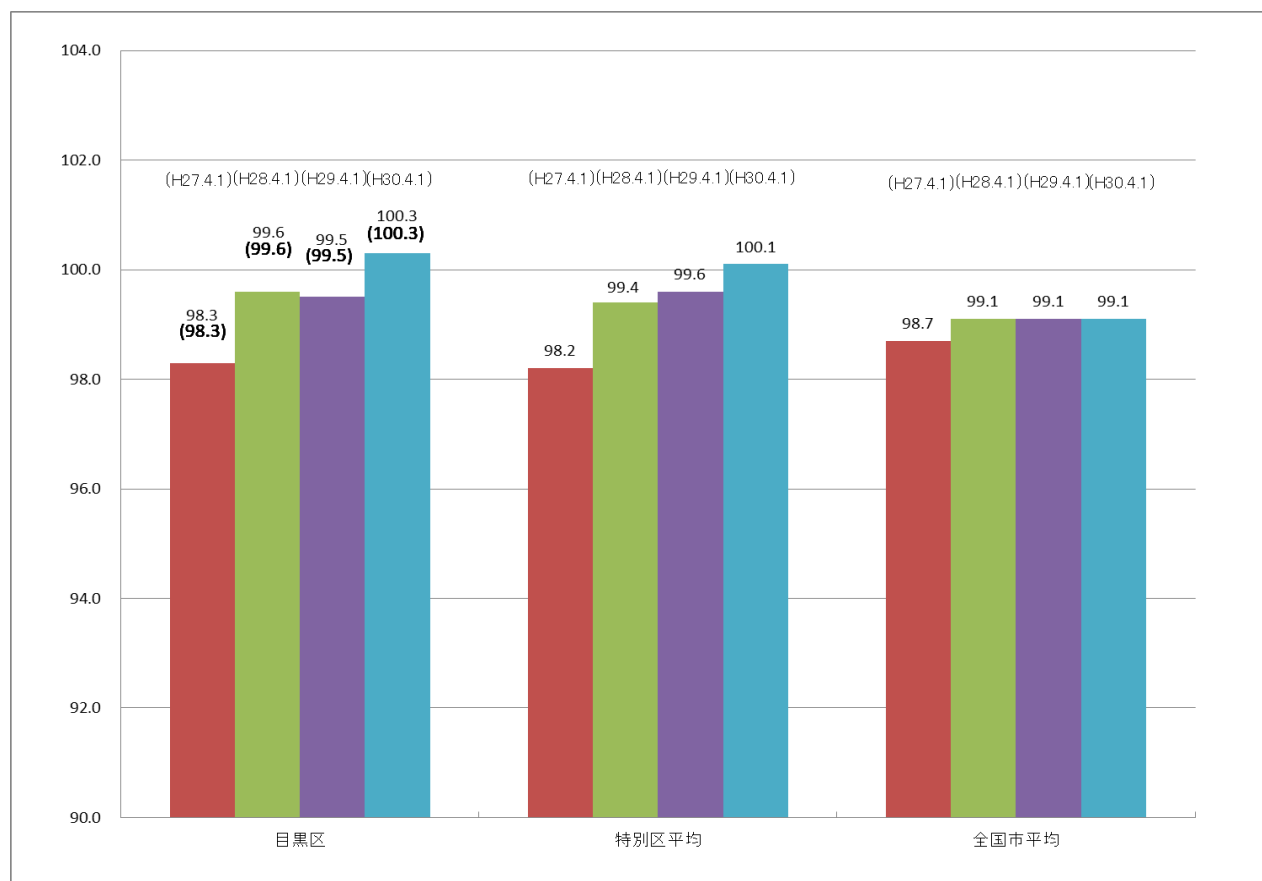
◆職員数の () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

◆職員数は、平成29年4月1日現在の一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別会計の計上職員、臨時・非常勤職員を除きます。(ただし、被災地派遣職員は含む。)

◆職員手当には、退職手当を含みません。

◆給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費を含みます。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成30年4月1日現在）



◆ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

◆（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

行政系人事制度の階層変動による職員構成の変更により、上昇しています。
今後も適正な給与制度の運用に努めていきます。

（4）給与改定の状況（平成30年度における特別区人事委員会の勧告内容）

① 月例給

一般行政職の給料表については、全ての給及び号給の給料月額に関して平均2.6%の引下げを行うという勧告内容でしたが、特別区を取り巻く状況、国や他の地方公共団体との均衡の観点から総合的に判断し、改定を実施しないこととしました。その他の給料表、再任用職員の給料月額についても、一般行政職と同様に改定を実施しないこととしました。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与(A)	公務員給与(B)	較差(A)-(B)	勧告(改定率)		
30年度	383,760円	393,431円	▲9,671円 (▲2.46%)	平均▲2.6%	改定せず	平均0.16%

◆「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の平成30年4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

◆民間給与、公務員給与ともに本年度の新卒採用者は含まれていません。

②特別給（期末・勤勉手当）

民間における特別給の支給状況を勘案し年間の支給月数を0.1月引き上げ、支給月数の引上げ分については、民間の状況を考慮し勤勉手当に割り振るという勧告内容でしたが、特別区を取り巻く状況、国や他の地方公共団体との均衡の観点から総合的に判断し、改定を実施しないこととしました。

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	国の年間支給月数
	民間の支給割合(A)	公務員の支給月数(B)	較差(A)-(B)	勧告(改定月数)		
30年度	4.62月	4.50月	0.12月	0.1月	改定せず	4.45月

◆「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

一般行政職の給料表については、特別区人事委員会勧告を踏まえて見直しを行ない、平成27年度より平均1.73%引下げを行ないました。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を図るため見直しを実施しました。ただし国の初任給との均衡や人材確保の観点からI類（大学卒程度）初任給については引き下げを行なっていません。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、目黒区においても20%を支給します。

（実施時期）平成27年4月1日より実施

（参考）

支給割合	平成26年度	平成27年度		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%
目黒区の支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%

（6）その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	42.8歳	315,936円	444,266円	397,035円
東京都	41.5歳	314,490円	444,592円	395,638円
国	43.5歳	329,845円		410,940円
特別区平均	41.2歳	307,876円	428,762円	386,614円

◆「平均給与月額」とは、給料と諸手当（期末勤勉手当・退職手当・寒冷地手当を除く。）を含んだ平均月額です。

◆「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で再計算したものです。

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	51.4 歳	205 人	301,486 円	396,486 円	372,588 円
うち用務	54.0 歳	47 人	304,130 円	380,730 円	372,358 円
うち清掃職員	48.6 歳	88 人	304,440 円	414,256 円	380,137 円
うち調理	52.6 歳	37 人	288,019 円	366,788 円	350,901 円
東京都	49.7 歳	1,418 人	292,009 円	391,826 円	361,938 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円		328,637 円
特別区平均	51.8 歳	295 人	301,331 円	404,146 円	372,819 円

民 間			参 考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
用務員	55.6 歳	207,200 円	1.84
廃棄物 処理業従業員	45.8 歳	293,000 円	1.41
調理士	41.0 歳	295,600 円	1.24

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
目黒区			
うち用務	6,172,092 円	2,808,700 円	2.20
うち清掃職員	6,697,146 円	4,038,000 円	1.66
うち調理	6,030,589 円	3,914,500 円	1.54

◆民間データは、厚生労働省が公表している「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成27年から平成29年の3カ年の平均を掲載しています。なお、区職員は、常勤職員のデータで、民間には非常勤職員等のデータが含まれます。

◆平均給与月額は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」、年収ベースは、「きまって支給する現金給与額」を1.2倍したものに年間賞与の額を加えた試算値です。

◆民間の用務員および廃棄物処理業従業員は全国平均を、また、調理士は東京都の平均を掲載しています。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
目黒区	36.3 歳	294,537 円	393,567 円
東京都	40.5 歳	339,718 円	439,954 円
特別区平均	37.3 歳	318,638 円	426,517 円

◆「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

◆「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など

の諸手当の額を合計したものです。

◆東京都は「小中学校教育職」の数値を表示しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		目 黒 区	東 京 都	国
一般行政職	I 類 (大学卒程度)	183,700 円	182,700 円	【総合職】 183,700 円 【一般職】 179,200 円
	III 類 (高校卒程度)	147,100 円	144,600 円	147,100 円
技能労務職		142,500 円	142,000 円	
教 育 職	大学卒	194,800 円	196,300 円	
	短大卒	177,700 円	179,400 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	273,253 円	385,600 円	377,583 円	391,040 円
	高校卒	214,925 円	291,971 円	349,188 円	377,480 円
技能労務職		187,500 円	281,788 円	306,300 円	308,850 円
教 育 職	大学卒	308,906 円	—	—	—

◆経験年数には、採用前の職歴等を加算した年数を含めます。

◆一般行政職、高校卒の経験年数20年については、対象者が少ないため、近似の経験年数18年～22年を含めた平均給料月額で掲載しました。

◆技能労務職の経験年数10年については、対象者が少ないため近似の経験年数6年～9年を含めた平均給料月額で掲載しました。また、経験年数20年については、同様に19年～21年を含めた平均給料月額で掲載しました。

◆教育職、大学卒の経験年数10年については、対象者が少ないため、近似の経験年数8年～13年を含めた平均給料月額で掲載しました。

◆教育職、大学卒の経験年数10年以外については、当該区分に該当する職員がなく、かつ、近似データが存在しないため、記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

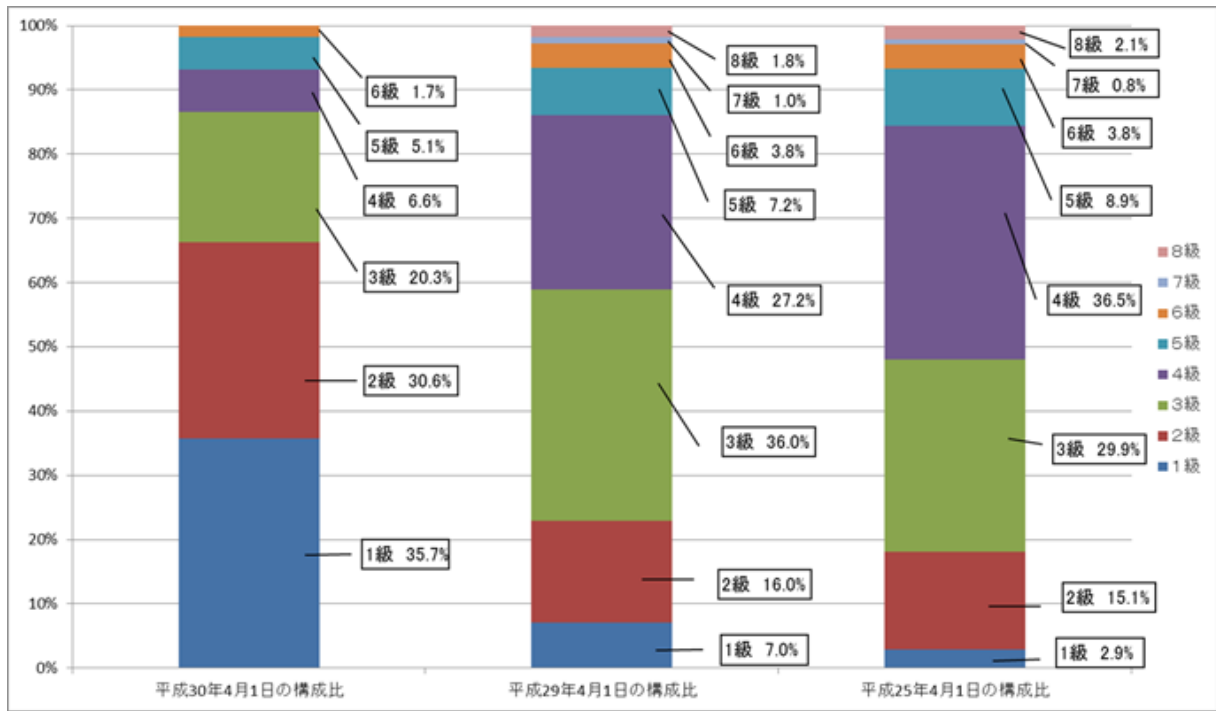
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	17人	1.7%	370,300円	515,500円
5級	課長	50人	5.1%	285,000円	455,000円
4級	課長補佐	65人	6.6%	254,200円	429,200円
3級	係長・主査	200人	20.3%	227,300円	407,300円
2級	主任	301人	30.6%	197,100円	358,400円
1級	係員	352人	35.7%	142,500円	324,800円

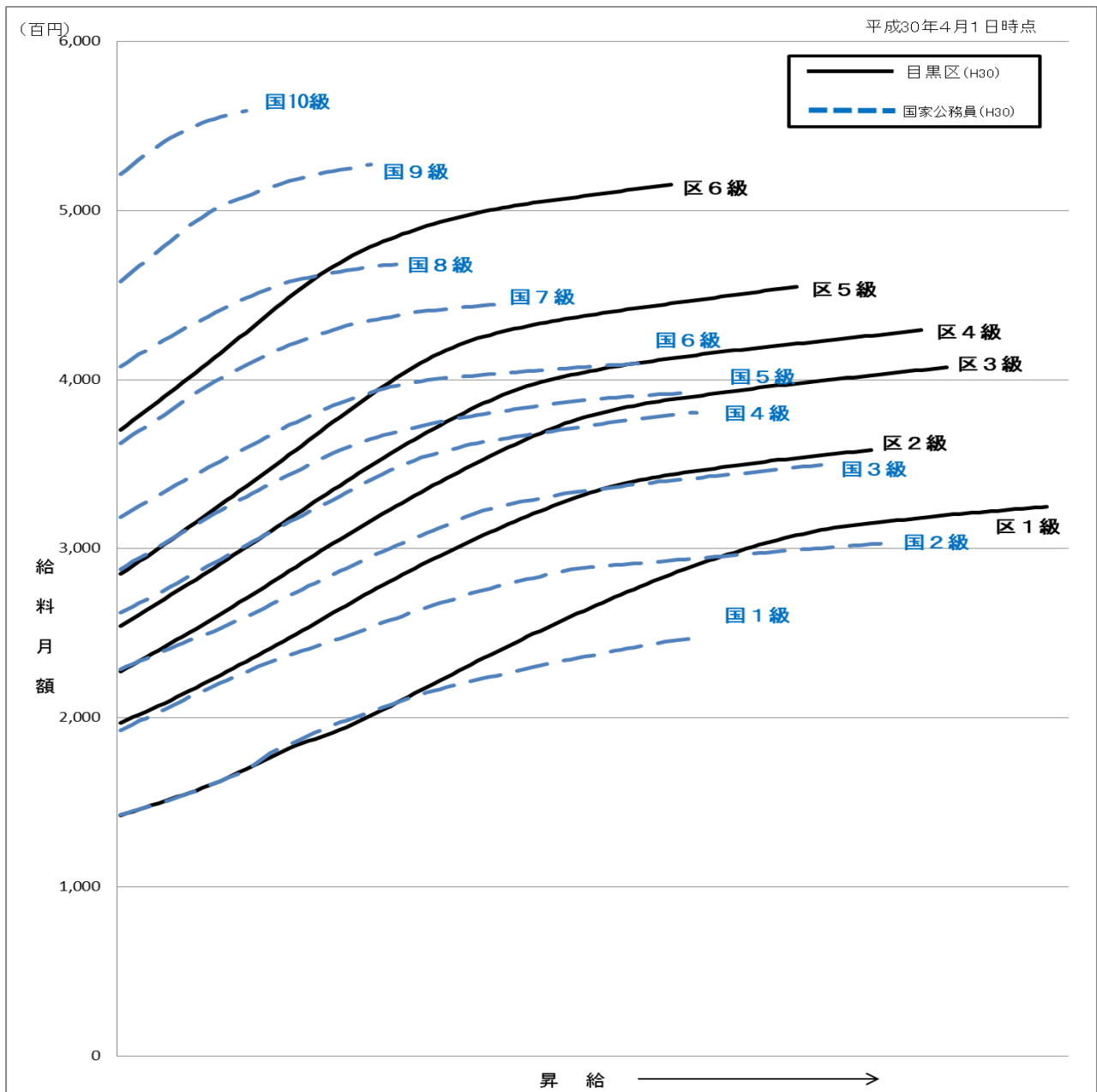
◆目黒区給与条例に基づく給料表の級区分による職員（再任用職員を除く。）数です。

◆標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

◆行政系人事制度の改正により、平成30年4月1日から職務の級を8層制から6層制に統合・再編しています。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価結果の反映状況（目黒区）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

目 黒 区	東 京 都	国
1 人当たり平均支給額（29 年度） 1,638,885 円 （再任用を除く職員 1,780,973 円） （再任用職員 553,127 円）	1 人当たり平均支給額（29 年度） 1,836 千円	
（30 年度支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.90 月分 （1.45 月分）（0.90 月分）	（30 年度支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.90 月分 （1.45 月分）（0.90 月分）	（30 年度支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （1.45 月分）（0.85 月分）
◆ 管理職員 期末手当 勤勉手当 2.20 月分 2.30 月分 （1.25 月分）（1.10 月分）	◆ 管理職員〔課長級/部長級〕 期末手当 勤勉手当 2.20/2.00 月分 2.30/2.50 月分 （1.25 月分）（1.15 月分）	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

◆（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

区 分	目 黒 区		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年	
支給率	勤続 20 年	18.00 月分	24.55 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.00 月分	32.95 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.75 月分	47.70 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	39.75 月分	47.70 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
退職時特別昇給	4号給又は8号給				
1人当たり平均支給額	2,080 千円	20,433 千円			

◆退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度退職者分の平均額です。

- ◆退職時の特別昇給 ・生命を賭して、善行を行った者の死亡退職の場合：4号給
 ・功績顕著な者が公務上の傷病により退職する場合：8号給

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		1,568,373 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		725,427 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
目黒区	20%	2,201 人	20%
興津自然学園※(千葉県勝浦市)	12%	2 人	

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		16,762千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		93,644円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		8%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記の職員に対する 支給単価
特定危険現場 作業手当	施設課、建築課に 勤務する職員	区の施設に設置される昇降機 の新設、修繕及び改修に伴う 検査業務	5,040円	1日につき420円 (420円)
	水防本部設置に 伴う召集を受けた職員	当該年度の水防活動計画に定め る警戒箇所における水防作 業	20,140円	従事した日1日につ き1,060円 (1,060円)
福祉業務手当	高齢福祉課、障害 福祉課、生活福祉 課に勤務する職 員	生活保護法、中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する 法律、身体障害者福祉法、知 的障害者福祉法又は老人福祉 法に定める業務を行うための 家庭等への訪問	2,034,480円	従事した日1日につ き490円 (490円)
防疫等業務 手当	保健所に勤務す る職員	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 第6条第2項及び第9項に規 定する感染症の患者に接し、 又は当該病原体等に接触する 業務	0円	従事した日1日につ き700円 (700円)
防疫等業務 手当	保健所に勤務す る職員	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 第6条第3項及び第4項に規 定する感染症の患者に接し、 又は当該病原体等に接触する 業務	219,790円	従事した日1日につ き310円 (310円)
		感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 第6条第3項第2号に規定す る感染症の患者に常時接する 業務に従事する者が、家庭等 に訪問することにより、当該 患者に接する業務	5,400円	従事した日1日につ き180円 (180円)

清掃関係業務 手当	清掃事務所に勤 務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務 又はこれに密接に関連する業 務	14,471,100 円	従事した日 1 日につ き 700 円 (700 円)
--------------	------------------	-------------------------------------	--------------	-----------------------------------

◆ () 内は、平成 29 年度における支給単価です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 29 年度決算)	666,693 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 29 年度決算)	347 千円
支給実績 (平成 28 年度決算)	671,707 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度決算)	334 千円

◆職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成 29 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)						
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。 ・配偶者 10,000 円 ・子 7,500 円 ・父母等 6,000 円 ・16~22 歳の子 1 人につき 4,000 円加算	異なる	6,500 円 10,000 円 6,500 円 5,000 円	110,599 千円	180,422 円						
住居手当	職員の住居費の一部を補うため、月額 27,000 円以上の家賃を支払っている者に支給。 ※平成 26 年 4 月 1 日より制度改正あり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>~27 歳</td> <td>27,000 円</td> </tr> <tr> <td>~32 歳</td> <td>17,600 円</td> </tr> <tr> <td>~上記以降</td> <td>8,300 円</td> </tr> </table>	~27 歳	27,000 円	~32 歳	17,600 円	~上記以降	8,300 円	異なる	家賃負担者に最大 27,000 円	71,987 千円	159,972 円
~27 歳	27,000 円										
~32 歳	17,600 円										
~上記以降	8,300 円										
通勤手当	通勤に要する経費の一部を補うために運賃等相当額を支給。 ・交通機関利用者 1 か月当たりの支給限度額 55,000 円 ・交通用具利用者 2,600~24,900 円	異なる	交通用具等の使用距離区分と支給額	227,737 千円	121,008 円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。 ・部長及びこれに相当する職 127,600 円 ・統括課長及びこれに相当する職 105,800 円 ・課長及びこれに相当する職 91,100 円	異なる	支給区分支給金額	106,144 千円	1,179,373 円						
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難な職員について、その採用困難な状況や民間における賃金との較差等を考慮して支給。 支給期間に応じて 118,000~268,500 円	異なる	支給区分支給金額	6,388 千円	2,129,200 円						
休日給夜間勤務手	休日給…休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し	同じ		50,214 千円	144,710 円						

当	て支給。 勤務1時間当たりの給与額×135/100 夜間手当…正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。 勤務1時間当たりの給与額×25/100				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。	異なる	支給区分 支給金額	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける管理又は監督の地位にある職員が、以下に勤務した場合に支給。職と勤務時間に応じて4,000～18,000円を支給。 ・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給。 ・臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	異なる	支給金額 3,000円 ～18,000円	250千円	62,500円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。 基礎額 30,000円 加算額 100km以上 200km未満 6,000円 200km以上 300km未満 10,000円 300km以上 14,000円	異なる	支給金額 30,000円～ 100,000円	1,056千円	528,000円
義務教育等教員特別手当	人材確保法の趣旨に沿うため、教育職員の給与について特別の措置を講ずるため支給。その者の発令級号給に応じて1,120～4,150円			924千円	42,028円

◆29年度決算の値は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の合計です。

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		給料・報酬	地域手当	(参考) 特別区における給料・報酬の 最高/最低額
給 与	区 長	1,061,000円	212,200円	1,256,500円/974,800円
	副区長	849,000円	169,800円	1,014,800円/828,600円
報 酬	議 長	907,000円	－円	956,000円/861,200円
	副議長	794,000円	－円	813,000円/756,100円
	議 員	599,000円	－円	622,000円/589,000円
期 末 手 当	区 長 副区長	(29年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副議長 議 員	(29年度支給割合) 3.30月分		

退職手当	区長 副区長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		退職時給料月額×在職年数×450/100	19,098,000円	任期毎
		退職時給料月額×在職年数×306/100	10,391,760円	任期毎

◆退職手当の「1期の手当額」は、平成30年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成30年4月1日現在）

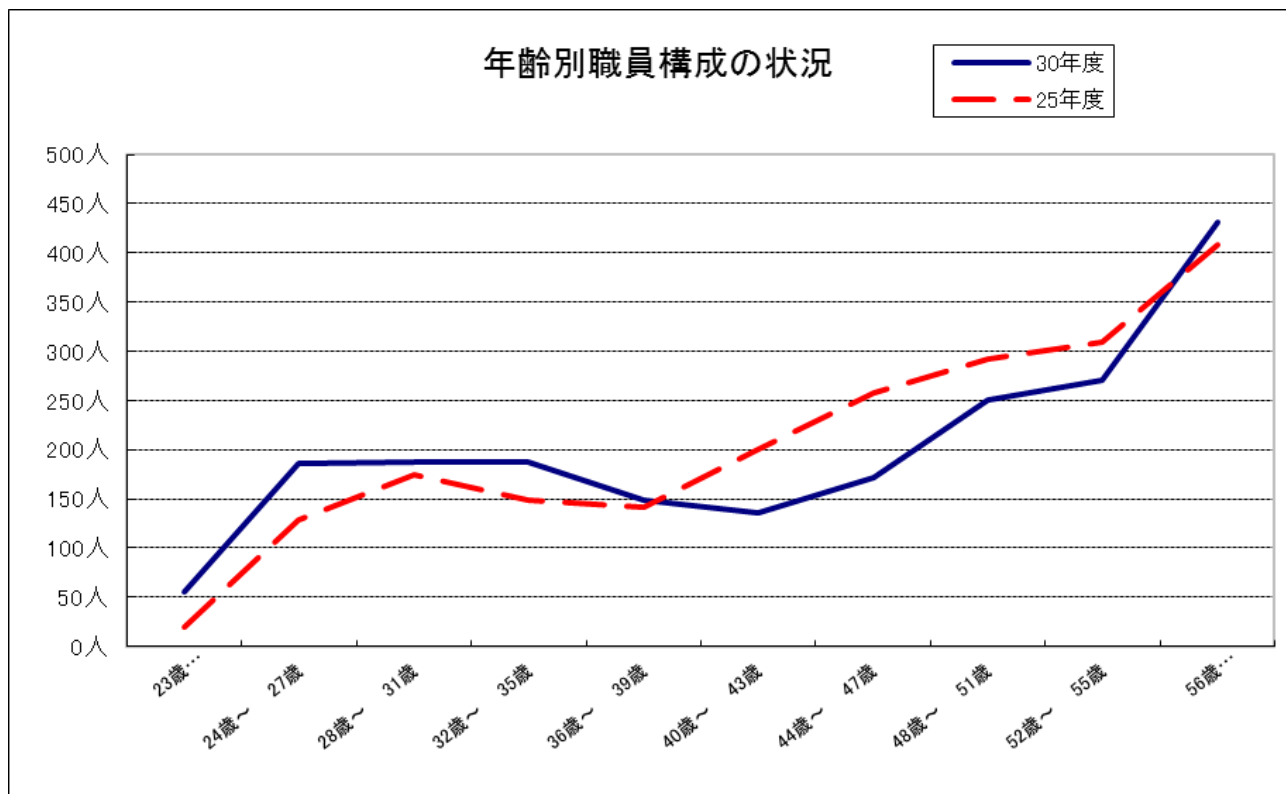
(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		29年	30年			
普通会計部門	一般行政	議会	13	13	0	
		総務	327	336	9	減：組織再編（地域政策担当部）、芸術文化振興財団派遣終了 増：組織再編（長期計画コミュニティ課、区有施設プロジェクト部）、オリンピック・パラリンピック推進業務・組織委員会派遣増員
		税務	76	76	0	
		民生	857	849	-8	減：学童保育クラブ・下目黒福祉工房委託化、臨時給付金業務終了 増：放課後子ども対策課の新設。学童保育クラス増対応増員、児童相談所派遣、生活福祉法令基準充足・出納業務増員
		衛生	227	230	3	増：民泊対応・再任用職員の活用終了 減：清掃職員の委託化
		労働	1	1	0	
		商工	14	14	0	
		土木	205	207	2	減：再任用職員の活用 増：空き家対策調整・工事監督・公園管理業務増員
		計	1,720	1,726	6	
		教育部門	198	195	-3	増：学校運営業務・学校セキュリティ対応増員 減：学校事務・学校用務業務見直し
小計	1,918	1,921	3			
	(155)	(149)	(-6)			
公営企業等会計部門	国民健康保険事業会計	46	46	0		
	後期高齢者医療事業会計	11	11	0		
	介護保険事業会計	47	46	-1	減：欠員不補充	
	小計	104	103	-1		
(10)		(8)	(-2)			
合計	2,022	2,024	2	<参考>		
	(165)	(157)	(-8)	人口1万人当たり職員数 73.13人		

◆職員数は、一般職に属する職員数）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、臨時・非常勤職員を除きます。

◆（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



年齢区分	23歳以下	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳以上	合計
30年度	55人	186人	187人	187人	149人	136人	171人	251人	270人	432人	2,024人
25年度	20人	128人	174人	148人	141人	200人	258人	292人	309人	408人	2,078人

※年齢区分については、年度末の年齢で表記しています。

(3) 職員数の推移

部門別	年度		25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)	
	25年	26年							増減数	率
一般行政職	1,726	1,707	1,726	1,707	1,712	1,705	1,720	1,726	0	0.00%
教育	239	229	239	229	208	200	198	195	-44	-18.41%
普通会計計	1,965	1,936	1,965	1,936	1,920	1,905	1,918	1,921	-44	-2.24%
公営企業等会計計	113	112	113	112	107	105	104	103	-10	-8.85%
総合計	2,078	2,048	2,078	2,048	2,027	2,010	2,022	2,024	-54	-2.60%